

桜ヶ丘町内会自主防災隊会則

平成23年4月 発行

草津市桜ヶ丘町内会

桜ヶ丘町内会自主防災隊会則

(名称)

第1条

この会は桜ヶ丘町内会自主防災隊（以下「本会」）と言う。

(目的)

第2条

この会則は、桜ヶ丘町内会において会員が共同で自主的な防災活動を行う事で、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条

本会は、前条の目的を達成するために、町内会会員ができ得る範囲で次の事業を行う。

- ① 地震等の発生時における情報の収集・伝達、救出・救護、避難誘導等救急対策に関すること。
- ② 地震等に対する災害予防に関すること。
- ③ 防火・防災訓練等の実施に関すること。
- ④ 防火・防災等機材の整備、維持管理等に関すること。
- ⑤ 防火・防災に関する知識の普及と啓発に関すること。
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条

本会は、桜ヶ丘町内会の組織とし、町内会会員をもって構成する。

(役員及び隊員)

第5条

- (1) 本会に役員及び隊員を置く。
 - ① 隊長 1名（町内会会長が兼務する）
 - ② 副隊長 若干名（内1名は町内会防災防犯委員長が兼務する）
 - ③ 事務局 若干名（町内会防災防犯委員が兼務する）
 - ④ 防災隊員 当年度班長と前年度班長及び有志で構成される。尚、役員の数が必要に応じて増減できる。
- (2) 役員及び隊員は、町内会会長が委嘱する。
- (3) 役員及び隊員に事故ある時及び、災害発生時に隊長が必要と判断した時は、月当番や町内会会員等に役員・隊員を委嘱するものとする。
- (4) 隊長は必要に応じ、防災事業に通じた町内会会員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(5) 役員及び隊員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(組織編成及び任務の分担)

第6条

本会の組織編成は別表※1に定める通りとする。

(1) 役員及び隊員の任務は次の通りとする。

- ① 隊長は、本会を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- ② 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故ある時は、これを代行する。また本会活動の指揮監督を行う。
- ③ 本会は、情報班、救出救護班、避難誘導班の3班と事務局から構成され、それぞれにリーダーと補佐を置く。
- ④ 防災リーダーは隊長の指示を受け、災害発生時における各班の応急活動の指揮に当たる。また平常時には、会員に対する啓発活動や防災活動に携わる。
- ⑤ 事務局は、本会の運営に係る事務的作業を行う。
- ⑥ 隊員は、防災リーダーの指示を受け迅速に対応する。

(2) 防災3班の任務の分担は次の通りとする。

- | | |
|---------|---------------------|
| ① 情報班 | 情報の収集・伝達 |
| ② 救出救護班 | 負傷者、災害時要支援者などの救出・救護 |
| ③ 避難誘導班 | 会員の避難誘導等 |

最終的には、消火班及び給食給水班を設置することも視野に入れて活動していく。

(会議)

第7条

本会に役員会を置く。

(役員会)

第8条

- (1) 役員会は隊長、副隊長、防災リーダー及び補佐、事務局をもって構成する。
- (2) 役員会は隊長が招集し、隊長がその議長となる。
- (3) 役員会は次の事項を審議する。
 - ① 防災計画の作成の作成及び改正に関すること。
 - ② 事業計画に関すること。

- ③ 町内会総会に審議依頼する事項に関すること。
- ④ 会則の改正に関すること。
- ⑤ その他役員会が必要と認めたこと。

(防災計画)

第9条

- (1) 本会は災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- (2) 防災計画は、次の事項について定める
 - ① 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - ② 災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護、災害時要支援者対策等に関すること。
 - ③ 災害危険の把握に関すること。
 - ④ 防火・防災訓練の実施に関すること。
 - ⑤ 防災知識の普及と啓発に関すること。
 - ⑥ その他必要なこと。

(会計及び会計年度)

第10条

- (1) 本会の活動に必要な経費は、桜ヶ丘町内会予算に定める。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第11条

この会則に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、隊長が役員会に諮り定める。

(附則)

この会則は平成23年4月1日より施行する。

別表※1

桜ヶ丘町内会 自主防災隊 組織編成

※災害時は迅速に町内自主防災組織をもって災害本部を立ち上げ遂行に当たる。
※被害時の状況に応じて防災3班（情報連絡班/避難誘導班/救出救護班）の隊員数は増減する。

